



第2章 ごみ処理事業

第1節 処理の現況

本市では、令和元年12月に改訂した「ごみ処理基本計画」及び毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、ごみの安全かつ安定的な適正処理を推進するとともに、生活環境の保全と公衆衛生の向上に取り組んでいます。

また、令和3年10月には市内全域でプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、令和4年7月には、有料指定ごみ袋のサイズ及び価格等の手数料の改定を行うなど、資源循環型社会の形成に向け、一層のごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

1 ごみ量の推移

令和4年度のごみ量は3万5千トンで、10年前の平成25年度（4万1千トン）から、約6千トン減少しました。1日1人あたりのごみ量は883グラムで、10年前の平成25年度（915グラム）と比較して約32グラム減少しました。

過去10年間のごみ量と人口の推移を下図及び下表に示します。令和2年度は令和2年7月豪雨災害により多量の災害廃棄物が発生し、その一部を本市の処理施設で処理したため、ごみ量が増加しています。

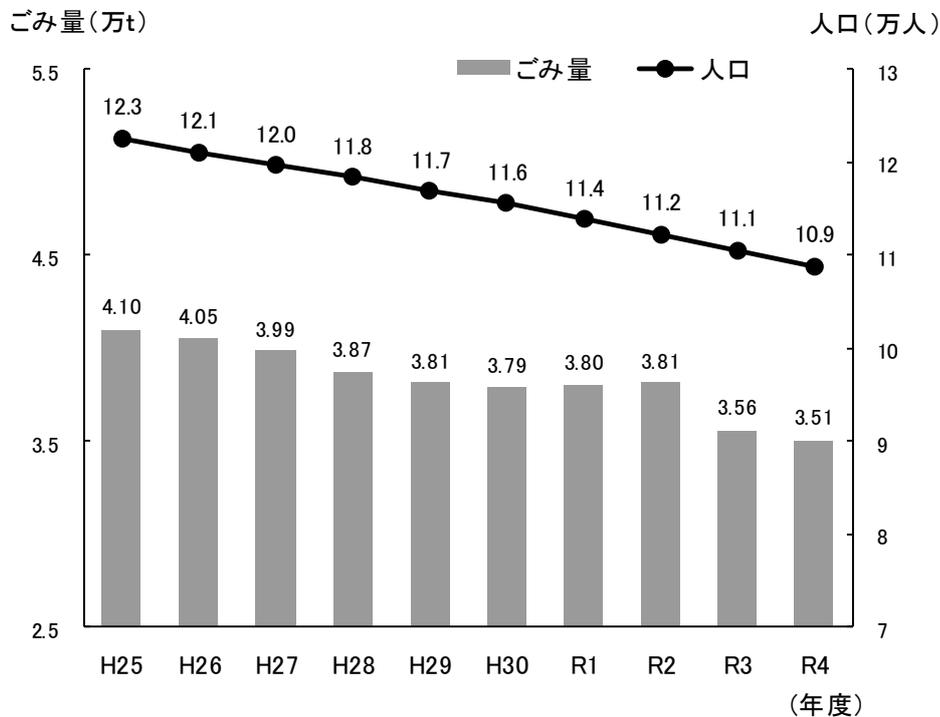


図 2-2-1 人口とごみ量の推移

※ ごみ量：市が指定する処理施設に持ち込むために各家庭及び事業所のごみを収集した量とごみの排出者が自ら施設に持ち込んだごみの量の合計。

※ 人口：各年度10月1日現在。

表 2-2-1 人口及び世帯数とごみ量

年度	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	ご み 量				
			総 量 (t)	1日総人口 あたり (t/日)	1年1世帯 あたり (kg/世帯)	1年1人 あたり (kg/人)	1日1人 あたり (g/日/人)
H25	122,623	57,520	40,950	112	712	334	915
H26	121,096	57,347	40,469	111	706	334	916
H27	119,678	57,231	39,854	109	696	333	910
H28	118,351	57,224	38,873	107	679	328	900
H29	116,885	57,029	38,092	104	668	326	893
H30	115,557	56,937	37,915	104	666	328	899
R1	113,880	56,613	38,002	104	671	334	912
R2	112,231	56,308	38,106	104	676	340	930
R3	110,590	56,059	35,604	98	635	322	882
R4	108,801	55,822	35,067	96	628	322	883

※ 人口及び世帯数は各年度10月1日現在。

2 ごみの区分別の量

本市ではごみを「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「有害ごみ」、「大型ごみ」、「資源物」及び「有機性廃棄物」に分けて収集しています。令和4年度は、燃えるごみの量が2万9千トンと最も多く、全体の8割を占めていました。その次は資源物の4千トンで、燃えるごみと資源物が全体の9割を占めています。

表 2-2-2 ごみの区分別の量と割合

ごみの区分	量 (t)	割合 (%)
燃えるごみ	28,748	82.0
燃えないごみ	1,126	3.3
有害ごみ	27	0.1
大型ごみ	1,485	4.2
資源物	3,650	10.4
有機性廃棄物	31	0.1
総 量	35,067	

※ 四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

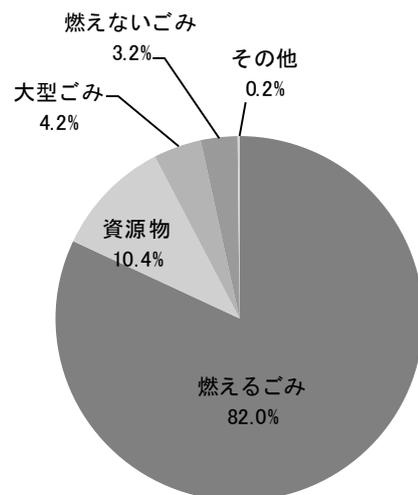


図 2-2-2 ごみ区分別割合

第2節 収集・運搬

燃えるごみは、週に2回、燃えないごみ・有害ごみについては、2週間に1回、戸別収集を原則として一部ステーションによる路線方式によって収集しています。大型ごみは、「大型ごみ受付センター」への電話による戸別の申込み制で収集を行うとともに、引越しなどに伴う一時多量のごみについては、随時申込みを受け付け、臨時ごみとして収集を行っています。

資源物については、リサイクル集積所を40～50世帯に1か所定め、ステーション方式によって収集しています。集積所では、空き缶、空きビン、紙類、プラスチック類（ペットボトル・白色トレイ、プラスチック製容器包装）、古布・古着類の収集を行っています。

また、ごみや資源物を排出することが困難な高齢者や障害者を対象に、玄関先でごみや資源物を収集する福祉収集（ごみ排出支援）を実施しています。

1 収集・運搬形態

本市では、市直営と委託業者により、計画的にごみを収集し運搬しています（以下「計画収集」という）。収集しているのは一般家庭のごみだけでなく、事業者のごみ（事業系一般廃棄物）も含まれます。排出量が多いなど計画収集では処理が困難な事業者は、許可業者が収集し運搬しています。

令和4年度は、委託業者による収集・運搬が2万3千トンと最も多く、直営と合わせた計画収集が2万7千トンで、全体の76%を占めています。

表 2-2-3 収集・運搬形態別のごみ量と割合

収集・運搬形態		収集量 (t)	割合 (%)
計画収集	直営	4,062	11.6
	委託業者	22,586	64.4
許可業者		5,712	16.3
自己搬入		2,707	7.7
総量		35,067	

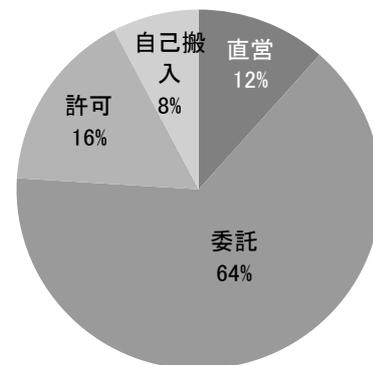


図 2-2-3 収集・運搬形態別ごみ割合

2 ごみの区分毎の収集量・自己搬入量

(1) 燃えるごみ

昨年度と比較すると、燃えるごみの収集量及び自己搬入量は2.4%減少しました。

表 2-2-4 燃えるごみの収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入*	合 計
令和4年度	2,595.74	18,981.36	5,558.68	1,612.19	28,747.97
前年度	4,521.68	17,691.62	5,624.45	1,625.47	2,9463.22
前年度増減比	△42.6%	7.3%	△1.2%	△0.8%	△2.4%

※ 自己搬入には東部環境センターのきょう雑物を含む。

(2) 燃えないごみ

昨年度と比較すると、燃えないごみの収集量及び自己搬入量は2.3%減少しました。

表 2-2-5 燃えないごみの収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
令和4年度	144.36	843.45	21.28	116.46	1,125.55
前 年 度	211.09	731.76	35.82	121.32	1,099.99
前年度増減比	△31.6%	15.3%	△40.6%	△4.0%	△2.3%

(3) 有害ごみ

昨年度と比較すると、有害ごみの収集量及び自己搬入量は6.0%減少しました。

表 2-2-6 有害ごみの収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
令和4年度	3.52	21.20	0.57	1.93	27.22
前 年 度	5.65	20.22	1.01	2.07	28.95
前年度増減比	△37.7%	4.8%	△43.6%	△6.8%	△6.0%

(4) 大型ごみ

昨年度と比較すると、大型ごみの収集量及び自己搬入量は4.3%減少しました。

表 2-2-7 大型ごみの収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
令和4年度	823.23	—	0.95	660.57	1,484.75
前 年 度	890.51	—	5.25	655.05	1,550.81
前年度増減比	△7.6%	—	△81.9%	△0.8%	△4.3%

(5) 資源物

昨年度と比較すると、資源物の収集量及び自己搬入量は6.5%増加しました。

表 2-2-8 資源物の収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
	プラ製容器包装	缶、ビン、ペットボトル、白色トレイ	缶、ビン	プラ製容器包装、缶、ビン、ペットボトル、白色トレイ	
令和4年度	477.04	2,740.18	126.43	306.54	3,650.19
前 年 度	312.54	2,756.95	101.79	255.75	3,427.03
前年度増減比	52.6%	△0.6%	24.2%	19.9%	6.5%

(6) 有機性廃棄物

昨年度と比較すると、有機性廃棄物の収集量は8.3%減少しました。

表 2-2-9 有機性廃棄物の収集量・自己搬入量 (単位：t)

	直 営	委託業者	許可業者	自己搬入	合 計
令和4年度	17.75	—	3.86	9.67	31.28
前 年 度	15.24	—	3.79	15.09	34.12
前年度増減比	16.5%	—	1.8%	△35.9%	△8.3%

3 ごみ量 (収集量・自己搬入量の合計) 月別変動

過去3年間のごみ量 (収集量及び自己搬入量の合計。以下同じ。) の月別変動を下図及び下表に示します。

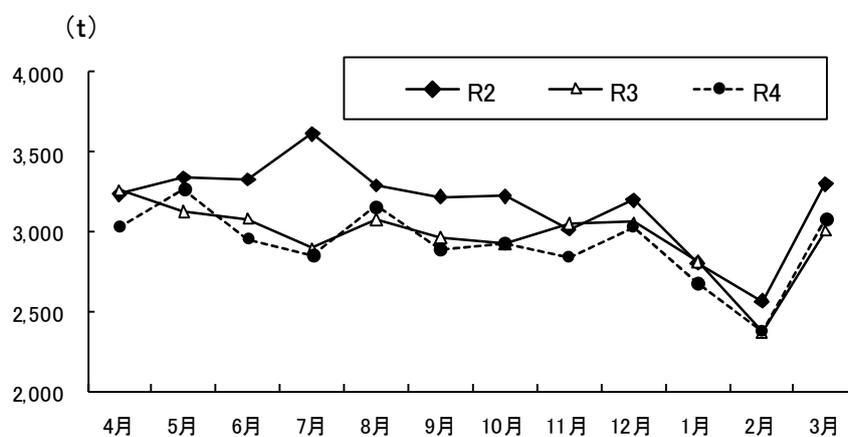


図 2-2-4 月別ごみ量

表 2-2-10 月別ごみ量 (単位：t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	3,029	3,262	2,955	2,847	3,160	2,892	2,930	2,842	3,027	2,672	2,377	3,074
令和3年度	3,258	3,125	3,080	2,893	3,076	2,962	2,918	3,051	3,058	2,811	2,368	3,005
令和2年度	3,233	3,337	3,327	3,609	3,290	3,216	3,220	3,015	3,198	2,801	2,564	3,297

第3節 中間処理

1 可燃性ごみ

燃えるごみ及び大型ごみのうち可燃性のもの（可燃性大型ごみ）は、大牟田・荒尾RDFセンターで固形燃料化し、隣の大牟田リサイクル発電所において発電燃料として焼却処理しています。集合住宅のディスプレイ汚泥、魚さし及び給食調理くずは、し尿や浄化槽汚泥を堆肥化する施設「大牟田市東部環境センター」において堆肥化しています。

(1) RDFセンター搬入量

令和4年度に大牟田・荒尾RDFセンターに搬入した、本市の燃えるごみ及び可燃性大型ごみは3万トンで、前年度と比べ2.3%減少していました。

表 2-3-1 RDFセンターに搬入された可燃性ごみの量^{※1} (単位：t)

	燃えるごみ ^{※2}	可燃性大型ごみ ^{※3}	合計
令和4年度	28,753.37	1,337.68	30,085.65
前年度	29,466.40	1,338.30	30,804.70
前年度増減比	△2.4%	△0.05%	△2.3%

※1 荒尾市分は除く。

※2 東部環境センターのきょう雑物及びプラスチック製容器包装リサイクル業者からの可燃残さ（不適物）を含む。

※3 リサイクルプラザの可燃残さを含む。

(2) 可燃性ごみのごみ質

毎年、RDFセンターに搬入された可燃性ごみの物理的組成及び三成分（水分、可燃分、灰分）を調べています。令和4年度の結果は下図のとおりです。

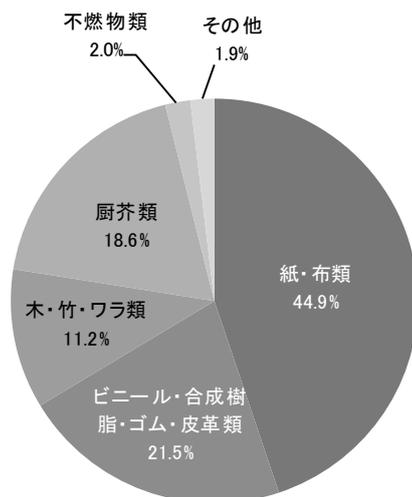


図 2-3-1
可燃性ごみの物理的組成

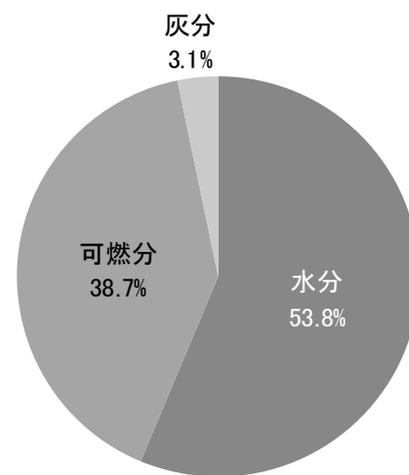


図 2-3-2
可燃性ごみの三成分

※ 単位容積重量：193kg/m³

※ 試料採取場所：ごみピット

※ 分析方法：昭和52年11月4日付け環整95号通知「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に準じた

※ 分析結果は毎月の分析結果の平均値であるため、項目を足し上げても必ずしも100%にはならない

2 不燃性ごみ

燃えないごみ及び大型ごみのうち不燃性のもの（不燃性大型ごみ）は、リサイクルプラザで破碎・選別処理を行い、鉄及びアルミ等の資源を回収した後、第三大浦谷埋立地で埋立処分しています。電池や蛍光管などの有害ごみは、リサイクルプラザで受け入れた後、選別し民間の処理業者に処理委託しています。

令和4年度にリサイクルプラザに搬入された燃えないごみ、不燃性大型ごみ及び有害ごみは1千5百トンで、前年度と比べ0.4%増加していました。

表 2-3-2 リサイクルプラザに搬入された不燃性ごみの量 (単位：t)

	燃えないごみ*	不燃性大型ごみ	有害ごみ	合計
令和4年度	1,148.89	327.79	27.22	1,503.90
前年度	1,124.53	344.14	28.95	1,497.62
前年度増減比	2.2%	△4.8%	△6.0%	0.4%

※ RDFセンターの不燃残さ及びプラスチック製容器包装リサイクル業者からの不燃残さ（不適物）を含む。

3 資源物

資源物は「空き缶」、「空きビン」、「ペットボトル・白色トレイ」、「紙類」、「古布・古着類」及び「プラスチック製容器包装」に分けて収集しています。このうち、「空き缶」、「空きビン」及び「ペットボトル・白色トレイ」については、リサイクルプラザで選別、破碎及び圧縮等を行い、リサイクル業者に処理委託するなどして資源化しています。「紙類」、「古布・古着類」及び「プラスチック製容器包装」については、直接、民間のリサイクル業者に搬入し資源化しています。

(1) リサイクルプラザ及び民間事業者への搬入量

令和4年度にリサイクルプラザ及び民間事業者に搬入された資源物について、資源物の種類別の搬入量と前年度増減比を次表に示します。

表 2-3-3 資源物搬入量 (単位：t)

	リサイクルプラザ搬入			民間事業者搬入 ^{※1}			合計
	空き缶	空きビン	ペットボトル・白色トレイ	紙	古布・古着	プラスチック製容器包装 ^{※2}	
令和4年度	208.94	812.61	257.77	1,561.38	318.71	490.78	3,650.19
前年度	202.43	760.61	250.20	1,576.25	317.37	320.17	3,427.03
前年度増減比	3.2%	6.8%	3.0%	△0.9%	0.4%	53.2%	6.5%

※1 リサイクルプラザストック（自己搬入）経由の民間事業者搬入分を含む。

※2 リサイクルプラザで不燃物から選別し民間事業者に搬入したプラスチック製容器包装は含まない。

(2) 資源物搬入量の推移

過去10年間の資源物搬入量の推移を次図及び表に示します。

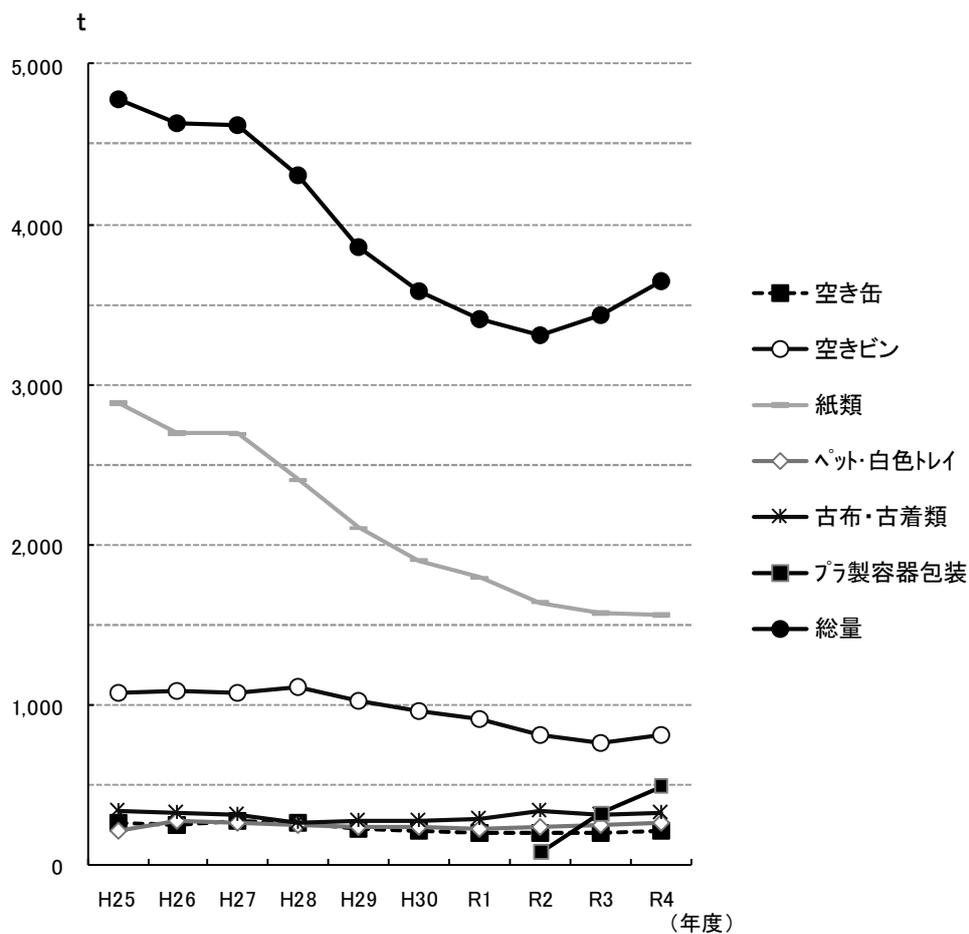


図 2-3-3 資源物収集量

表 2-3-4 資源物搬入量

(単位：t)

	リサイクルプラザ搬入			民間事業者搬入			合計
	空き缶	空きビン	ペットボトル・白色トレイ	紙	古布・古着	プラスチック製容器包装	
令和4年度	209	813	258	1,561	319	491	3,650
令和3年度	202	761	250	1,576	317	320	3,427
令和2年度	194	816	1,641	239	340	78	3,309
令和元年度	200	907	1,793	228	282	—	3,410
平成30年度	211	960	1,903	235	270	—	3,579
平成29年度	224	1,018	2,104	232	276	—	3,854
平成28年度	262	1,110	2,405	255	268	—	4,300
平成27年度	275	1,079	2,692	267	311	—	4,624
平成26年度	254	1,088	2,693	274	320	—	4,629
平成25年度	266	1,078	2,885	211	343	—	4,783

第4節 最終処分

1 埋め立て処分量

大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザの資源化できない残さについては、第三大浦谷埋立地に埋め立て処分しています。令和4年度の埋め立て量は1千5百トンで、前年度から1%減少していました。

表 2-4-1 埋め立て処分量

(単位：t)

	RDF残さ	プラザ残さ	その他*	合計
令和4年度	630	896	7	1,533
前年度	672.24	860.45	17.22	1,549.91
前年度増減比	△6.3%	4.2%	△58.8%	△1.1%

※ 東部環境センター沈砂等及び災害廃棄物

2 埋め立て処分量の推移

過去6年間の埋め立て処分量の推移を以下に示します。令和2年度は令和2年7月豪雨災害の影響で埋め立て処分量が増加しています。

表 2-4-2 埋め立て処分量の推移

(単位：t)

	RDF残さ	プラザ残さ	その他*	合計
令和4年度	629.69	896.36	6.68	1,532.73
令和3年度	672.24	860.45	17.22	1,549.91
令和2年度	743.85	1,113.16	146.62	2,003.63
令和元年度	712.74	864.19	8.34	1,585.27
平成30年度	656.11	817.89	9.23	1,483.23
平成29年度	637.58	788.96	39.33	1,465.87

※ 東部環境センター沈砂等及び災害廃棄物

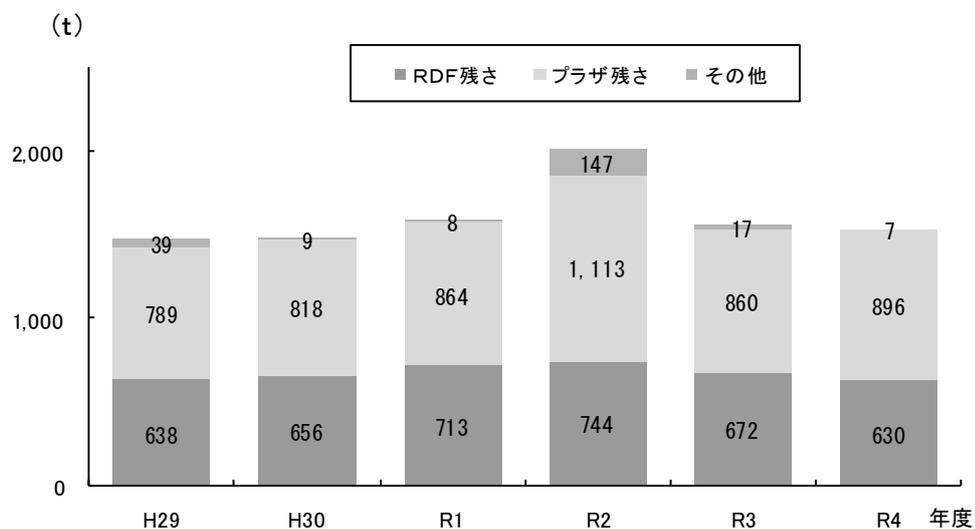


図 2-4-1 埋め立て処分量の推移

第5節 ごみ処理原価

令和4年度のごみ処理に要した収集運搬費、中間処理費、最終処分費及び資源物処理費と費目ごとの処理原価を表2-5-1に示します。

表2-5-1 費目ごとの処理原価

	収集運搬	中間処理	最終処分	資源物処理
ごみ処理量(t)	23,430.62	31,594.95	1,532.73	3,650.19
処理費(円)	798,840,836	787,022,660	22,022,757	302,889,470
1tあたり処理費(円)	34,093.9	24,909.8	14,368.3	82,979.1
1人あたり処理費(円)	7,342.2	7,233.6	202.4	2,783.9

※ 1人あたり処理費は、108,801人(令和4年10月1日現在)から算出

第6節 ごみ収集運搬委託業者一覧

1 創成環境株式会社

所在地 大牟田市健老町227番地3 電話 55-4561
代表取締役 本田 邦彦

2 有限会社ミクリノ

所在地 大牟田市恵比須町5番地4 電話 54-2569
代表取締役 山口 英敏

3 有限会社ツカモト環境資源

所在地 大牟田市西新町20番地7 電話 57-2892
代表取締役 塚本 重義

第7節 資源物収集運搬委託業者一覧

1 空きビン、古布・古着類回収及び容器配置業務

業者名 有明資源リサイクル協同組合
(協同組合一覧を表2-7-1に示します。)
所在地 大牟田市大正町6丁目3番地16 電話 54-1055
代表理事 永松 均

2 空き缶、ペットボトル等回収業務

業者名 有限会社ツカモト環境資源
所在地 大牟田市西新町20番地7 電話 57-2892
代表取締役 塚本 重義

3 紙類回収業務

業 者 名 有限会社 ツカモト環境資源
所 在 地 大牟田市西新町 20 番地 7 電話 57-2892
代表取締役 塚 本 重 義

表 2-7-1 有明資源リサイクル協同組合一覧

業 者 名	住 所	電 話
(株) 鉄万	大牟田市西新町 19 番地	55-2551
(有) 有働資源	大牟田市沖田町 438 番地	52-8727
(株) アラキ	大牟田市大字岩本 1085 番地	58-5227
(有) 有働耕介商店	大牟田市沖田町 456 番地 1	53-1293
(株) 大潮	大牟田市大字手鎌 1000 番地	55-4184
(有) 小野商店	大牟田市北磯町 2 番地 1	56-1647
(有) 山下商店	大牟田市笹林町 1 丁目 1 番地 13	53-5393
(有) 伊藤商店	大牟田市大字手鎌 1181 番地	59-7272

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

第 8 節 ごみ収集運搬許可業者一覧

1 許可業者一覧

業 者 名	住 所	電 話
(有) ツカモト環境資源	大牟田市西新町 20 番地 7	57-2892
(有) 有働耕介商店	大牟田市沖田町 456 番地 1	53-1293
(株) 現代ビルサービス	大牟田市大正町 6 丁目 4 番地 3	52-8549
(株) 大潮	大牟田市大字手鎌 1000 番地	55-4184
(有) コーショウクリーン	大牟田市西新町 19 番地	55-3021
(有) ミクリノ	大牟田市恵比須町 5 番地 4	54-2569

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

2 限定許可業者一覧

業 者 名	住 所	電 話
(株) 塚崎運送	大牟田市四山町 80 番地 71	52-7529

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

第9節 広報啓発活動

ごみやし尿は、人々が生活する上で毎日排出されるものです。これを適正に処理する環境事業は、市民の日常生活に最も密着した関係にあるため、その業務の遂行には市民の理解と協力が不可欠です。

行政と市民の相互協力による環境事業の円滑な推進を図るため、市民意識の高揚とそれに基づく実践活動を高めるために、次の広報啓発活動を実施しています。

1 広報冊子、広報誌等による啓発

- (1) 自治体、関係機関等に環境事業の理解を深めてもらう資料として「おおむたの環境」を発行
- (2) 小学4年生を対象とした学習教材として「清掃とわたしたちの生活」を作成
4月に市内全小学4年生に配布
- (3) 「広報おおむた」による広報（ごみ処理、し尿処理等）
- (4) ごみ・資源物の排出日の周知を目的とした「ごみ・リサイクルカレンダー」の配布
- (5) 市のホームページを活用した環境行政に関する情報の提供

2 清掃週間事業

毎年、秋の環境美化の日を含む一週間を本市の清掃週間と定め、「未来へ残そう豊かな資源」をメインテーマに、各種事業を実施しています。また、年間を通して環境問題に対する市民意識の高揚と、啓発を目的に各種事業を実施しています。

(1) 学校訪問による環境学習の実施

例年、4月から5月にかけて市内全小学校を訪問し、4年生を対象に職員の手作りによる紙芝居やパネルを使い、ごみ処理やし尿処理を通して、環境について学び考える環境学習を行っています。令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、教育委員会との協議により学校訪問は中止しました。

(2) 環境ポスター・スローガンの募集

例年、環境学習で学んだことを小学4年生にポスター・スローガンを描いてもらっていますが、令和4年度は学校訪問が中止となったため、ポスター・スローガンの募集は行っていません。

(3) 施設見学の実施

例年、6月から7月にかけて、環境施設の見学を行っていますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大により、令和4年11月から令和5年1月の期間で実施しました。

(4) クリーンキャンペーンの開催

秋の環境美化の日に市民参加による地域清掃を行っています。

3 まちづくり出前講座

市民が市政のことで「知りたい、学びたい」という時に、あらかじめ設定されたメニューの中から希望するものを選択し、市の職員が講師として学習を支援しています。



紙芝居「せいそうってなあに？」

(1) ごみ処理の流れ

ごみの収集から処分までの流れを説明します。

(2) 分別収集とリサイクル

資源物の分別収集からリサイクルまでを説明します。

(3) 紙芝居「せいそうってなあに？」

紙芝居やパネルを使い、環境問題を楽しく分かりやすく学習できます。

(4) 「もったいない」を意識してごみ減量！～毎日の生活の中で3Rを実践しよう～

3Rを実践することでごみが減り、環境にやさしい生活スタイルになります。

(5) 段ボールコンポストでごみ減量と家庭菜園

家庭で簡単にできる生ごみの堆肥化を実演を交えて説明します。

第10節 その他の事業及び活動

1 ごみ散乱防止事業

まちの環境美化の促進・美観の保護を行い、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的として、平成6年6月に「大牟田市ごみ散乱防止条例」を施行し、様々な方法で広報・啓発活動を行い条例の周知と市民意識の高揚を図っています。

(1) 環境美化キャンペーンの開催

毎年6月に、市民参加型の一斉清掃活動を行っています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言のため、実施を見送りました。

(2) ごみ散乱防止推進区域・ごみ持ち帰り推奨区域の設定

重点地区を設定し、標識・看板等の設置により、環境美化・美観の保護に対する啓発を行っています。

(3) 広報おおむた等による広報・啓発

クリーンキャンペーンの活動報告や、さわやかまちづくり功労者表彰などの紹介を行い、市民が参加する環境美化活動の啓発を中心に、市民意識の高揚を図っています。

(4) 清掃活動に対するボランティア清掃袋の配布

専用の清掃袋を作成し、地域等で清掃活動を行う団体や個人に配布し、清掃活動の促進と啓発に努めています。

2 不法投棄対策

家庭ごみや家電品等の大型ごみ、事業活動に伴って生じたごみ等を放置したり、投棄したりすることは法律で禁止されています。たとえ自分の土地であっても、廃棄物を放置したり投棄することはできません。

不法投棄は、周囲の人たちに迷惑をかけ自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、原状回復には、長い年月と多大な費用がかかることになります。

不法投棄された廃棄物は、投棄者が回収処分するのが原則です。しかし、投棄者が判明しない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、土地又は建物の所有者又は占有者が行うように定めています。

- ・私有地の場合は、土地又は建物の所有者又は占有者。
- ・公共の場所の場合は、地方公共団体。

(1) 不法投棄監視パトロール

青色回転灯を装備した専用車で、市内の不法投棄実態把握に努めるとともに、早期原状回復に取り組んでいます。



防犯パトロール車

(2) 監視カメラ等による監視

市内の不法投棄多発場所に監視カメラ等を設置(21か所)し、監視を行っています。

表 2-10-3 不法投棄発生件数(環境業務課確認分)
(単位:件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数	60	35	53	58	43



監視カメラ

(3) 啓発活動等

ア 企業との協定

市内の企業等と協定を結び、事業活動中に認知した不法投棄の情報提供をお願いしています。

- ・大牟田タクシー協会 (平成18年1月 協定書調印)
- ・九州電力(大牟田営業所)と関連企業 (平成18年8月 協定書調印)
- ・大牟田市内郵便局 (平成29年4月 協定書調印「地域における協力に関する協定」)

イ 警察との協力体制

投棄された廃棄物を調査し、排出元が判明すれば警察へ捜査依頼を行っています。警察の捜査で投棄者が判明した場合は、不法投棄事件として取り扱われています。

【罰則】

個人の場合 5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれの併科

法人の場合 従業員が業務に関して不法投棄すれば、3億円以下の罰金

ウ 不法投棄多発場所に警告看板の設置

エ 広報紙による啓発

不法投棄をされないために…（管理者対策）

不法投棄をされている場所の特徴として、人通りが少ない、周囲から見えにくい、夜間の明かりが無い、自由に入出入りができる、草が生え放題、汚いところ等といわれています。対策としては『ごみを捨てにくい環境にする』のが効果的です。

- ・ こまめに草刈りをするなどして、きれいな状態にしておきましょう。
- ・ 柵をする、ロープを張る、入口に施錠するなど侵入されにくい環境にしておきましょう。
- ・ センサーライトや防犯カメラを設置しましょう。
- ・ 不法投棄をする人は見られるのを極端に嫌います。見知らぬ人を見たら、顔を見ながら挨拶しましょう。

3 ごみ減量・市民啓発

(1) ごみ減量化・資源化事業

ア 生ごみ堆肥化講習会

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、各種の生ごみ堆肥化講習会を実施し、延べ146人の参加がありました。

講習会では、生ごみ堆肥の作り方に加え、家庭菜園で生ごみ堆肥を活用した野菜作りについて、質疑を交えながら説明を行いました。

また各講習会では、生ごみ堆肥化機材等購入費補助金制度を紹介するとともに、生ごみ堆肥化に取り組む市民が負担なく申し込みができるように、会場でも受け付けました。

今後も家庭でのごみ減量を推進するために、生ごみ堆肥化講習会を開催し、参加者が楽しみながら生ごみの減量化・資源化に継続的に取り組めるよう、情報提供や支援を行っていきます。



段ボールコンポスト講習会



生ごみ堆肥化容器の
上手な使い方講習会

イ 食の循環学習支援

令和2年度からは、小学校と連携して生ごみ堆肥化（段ボールコンポスト）講習会を実施し、食の循環学習の支援を行っています。食の循環学習では、体験用の段ボールコンポストを提供し、児童に給食の残さや調理くずで生ごみの堆肥化に取り組んでもらいました。児童たちは、給食の残さや調理くずで出来た堆肥で野菜を育て収穫し、「食のリサイクル」を体験しました。

今後も、小学校等と連携しながら、子どもをとおして保護者に生ごみの堆肥化に関心を持ってもらうなど、幅広い世代への情報提供を行っていきます。



小学校児童を対象とした
段ボールコンポスト講習会

表 2-10-4 令和 4 年度 生ごみ堆肥化講習会等実績

開催日	講座名	参加者数
4月21日	①生ごみ堆肥を活用した菜園講座（大牟田市リサイクルプラザ）	11人
6月30日	②生ごみ堆肥を活用した菜園講座（大牟田市リサイクルプラザ）	8人
9月27日	段ボールコンポスト講習会（大牟田市立手鎌小学校）	71人
10月14日	生ごみ堆肥化容器の上手な使い方講習会（中央地区公民館）	6人
11月11日	②生ごみ堆肥を活用した菜園講座（旧上官小）	10人
12月20日	出前講座 段ボールコンポストでゴミ減量と家庭菜園（天領保育所）	10人
12月22日	生ごみ堆肥化講習会 ①段ボールコンポスト（大牟田・荒尾 RDF センター）	10人
1月26日	生ごみ堆肥化講習会 ②段ボールコンポスト（大牟田・荒尾 RDF センター）	6人
3月17日	生ごみ堆肥化講習会 ②段ボールコンポスト（大牟田・荒尾 RDF センター）	8人
3月17日	生ごみ堆肥の活用方法と年間計画の立て方講習会（大牟田・荒尾 RDF センター）	6人

延べ参加者数 146人

ウ 生ごみ堆肥化機材等購入費補助事業

生ごみの減量化と資源化を図るため、電動生ごみ処理機、生ごみ堆肥化処理容器の購入費の一部を補助する事業を行いました。平成 26 年度からは、機材の耐用年数を考慮し、補助金交付から 5 年を超過した世帯に対しては、再申請ができるようになりました。

表 2-10-5 令和 4 年度 補助金交付実績

	補助金額	交付世帯数
電動生ごみ処理機 (1 世帯 1 台まで)	購入価格の 45%の額、ただし 18,000 円を上限	14
生ごみ堆肥化処理容器 (1 世帯 2 基まで)	購入価格の 45%の額、ただし 5,400 円を上限	20

エ 剪定枝チップ機貸出事業

家庭からごみとして排出される剪定枝をチップにして、庭や畑で有効利用を推進していることから、剪定枝をチップにするチップ機を無料で貸し出し、ごみの減量化・資源化に対する関心を高めました。

令和 4 年度は、チップ機について、広報おおむたや市のホームページ、生ごみ堆肥化講習会で紹介するなど周知を図り、32 回の貸出しにより、ごみ袋に換算すると 226 袋、約 3,390 kg の剪定枝が有効利用され、ごみの減量につながりました。



電動式

(2) 3R啓発事業

ア 小学生への3R啓発

毎年、小学4年生を対象とした学校訪問や小学生親子を対象としたごみ処理施設見学会では、ごみ処理の行程とあわせ、身近な紙類やペットボトルを再利用することや給食等を食べ残さないことが食品ロス削減につながることを紹介し、参加者に学校や家庭で3Rを意識した行動を呼びかけています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学校訪問やごみ処理施設見学会等については、実施を見送りました。

イ イベントを活用した周知啓発

毎年、年2回のクリーンキャンペーンや市各部局が主催するイベントにおいて、段ボールコンポストをはじめとする生ごみ堆肥化機材やパネルを展示し、ごみの減量化・資源化に関する周知・啓発を行っています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い実施を見送りました。

ウ 食品ロス削減に係る意識啓発

食品ロスの削減は、市民一人ひとりの食品ロスに対する関心を高める必要があるため、広報おおむたやホームページをとおして、食品ロスに関する情報を発信するとともに、環境部窓口や生ごみ堆肥化の講座等において、食品ロスの現状の紹介やグッズを配布するなど「家庭での3010運動」などの食品ロス削減につながる行動の実践を促しています。また、環境部窓口では、来庁者へ食品ロス削減に関するポップの提示と合わせ、チラシ・グッズを配布しながら意識啓発に取り組んでいます。

4 産業廃棄物最終処分場のモニタリング調査

(1) 埋立終了している産業廃棄物最終処分場

産業廃棄物最終処分場の設置者は、処分場が満杯になると埋立処分を終了して当該処分場の表面を土砂で覆い、埋立処分の終了届を都道府県知事等*に提出しなければなりません。しかし下記最終処分場(表2-10-6)は、平成9年に満杯になり埋立を終了した後、一部分を整地・覆土しただけで放置されています。

市では、周辺環境への影響を把握するため、当該処分場の設置当初から最終処分場下流の堤や周辺井戸水のモニタリング調査を実施しています。また、当該処分場の終了・廃止に向けて県と連携して取り組んでいくこととしています。

※ 大牟田市内の処分場においては、令和元年度までは大牟田市、令和2年度以降は福岡県に提出

表 2-10-6 埋立終了最終処分場

種類	設置事業者	埋立品目	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	設置許可 年月日	埋立終了 年月日
安定型	㈱クリーンアトラス	建設廃棄物	11,289	90,000	H5.9.3	H9.3.31

(2) モニタリング調査結果

令和4年度のモニタリング調査の結果は、表2-10-7～11のとおりです。調査した全ての項目において大きな変動はなく安定した状態が続いています。また、浸透水基準等の基準がある項目についてはその基準にも適合しており、当該最終処分場による周辺環境への影響はないと考えられます。

表 2-10-7 モニタリング調査結果（井戸水N）

項目	一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	Fe	Mn	塩化物イオン	硬度	蒸発残留物	pH	濁度	COD	アンモニア態窒素	硫酸イオン
単位	集落数/ml	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
水道水質基準	100	不検出	10	0.3	0.05	200	300	500	5.8-8.6	2	10	(0.1)	—
R4.5	0	不検出	2.3	<0.03	<0.005	7.1	46	180	6.2	<0.1	0.7	<0.1	31
R4.7	0	不検出	1.7	<0.03	<0.005	7.1	43	170	6.4	<0.1	0.7	<0.1	26
R4.9	0	不検出	1.3	<0.03	<0.005	7.5	40	140	6.3	<0.1	0.4	<0.1	22
R4.11	0	不検出	2.8	<0.03	<0.005	6.5	49	180	6.3	<0.1	0.5	<0.1	34
R5.1	0	不検出	2.4	<0.03	<0.005	7.3	48	190	6.3	<0.1	1.2	<0.1	33
R5.3	0	不検出	2.1	<0.03	<0.005	6.3	46	180	6.4	<0.1	0.7	<0.1	30

※ 平成15年の水道水質基準の見直しにおいて、COD（過マンガン酸カリウム消費量）がTOC（全有機炭素の量）に改正されているが、水質の変動をみるために継続してCODを調査している

※ アンモニア態窒素は昭和53年に水道水質基準から削除されたが、水質の変動を見るために継続して調査している

※ 硫酸イオンは水道水質基準には設定されていないが水質の変動をみるために継続して調査している

表 2-10-8 モニタリング調査結果（井戸水S）

項目	一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	Fe	Mn	塩化物イオン	硬度	蒸発残留物	pH	濁度	COD	アンモニア態窒素	硫酸イオン
単位	集落数/ml	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
水道水質基準	100	不検出	10	0.3	0.05	200	300	500	5.8-8.6	2	10	(0.1)	—
R4.5	0	不検出	<0.1	<0.03	0.012	7.9	74	180	6.5	<0.1	0.7	<0.1	37
R4.7	0	不検出	<0.1	<0.03	0.018	8.8	81	190	6.6	<0.1	0.8	<0.1	37
R4.9	0	不検出	0.34	<0.03	<0.005	2.3	32	120	6.2	<0.1	0.4	<0.1	17
R4.11	0	不検出	0.28	<0.03	<0.005	4.7	51	130	6.3	<0.1	0.7	<0.1	29
R5.1	0	不検出	0.12	<0.03	<0.005	8.1	69	180	6.4	<0.1	1.1	<0.1	32
R5.3	0	不検出	<0.1	<0.03	0.011	8.8	79	180	6.6	<0.1	0.9	<0.1	37

※ 平成15年の水道水質基準の見直しにおいて、COD（過マンガン酸カリウム消費量）がTOC（全有機炭素の量）に改正されているが、水質の変動をみるために継続してCODを調査している

※ アンモニア態窒素は昭和53年に水道水質基準から削除されたが、水質の変動を見るために継続して調査している

※ 硫酸イオンは水道水質基準には設定されていないが水質の変動をみるために継続して調査している

表 2-10-9 モニタリング調査結果（宮の下堤）

項目	pH	DO	COD	BOD	SS	Cd	Pb	Hg	CN	As	Cr6+
単位	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
浸透水基準	—	—	40	20	—	0.003	0.01	0.0005	不検出	0.01	0.05
R4.5	7.5	6.9	21.0	4.5	130	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.05
R4.9	7.7	6.7	8.1	4.5	3.4	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.05
R4.11	7.6	8.4	14.0	1.6	59.0	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.05
R5.3	7.6	9.5	6.0	1.7	29.0	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.05

※ 浸透水基準は、安定型最終処分場の浸透水の埋立開始から廃止までの維持管理基準値を示している

表 2-10-10 モニタリング調査結果（金魚池）

項目	pH	DO	COD	BOD	SS	Cd	Pb	Hg	CN	As	Cr6+
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
浸透水基準	—	—	40	20	—	0.003	0.01	0.0005	不検出	0.01	0.05
R4.5	7.3	1.8	53	6.8	14	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R4.9	7.4	<0.5	23	6.9	22	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R4.11	7.5	5.4	16	2.0	10	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02
R5.3	6.8	4.8	21	9.2	18	<0.0003	<0.005	<0.0005	<0.1	<0.005	<0.02

※ 浸透水基準は、安定型最終処分場の浸透水の埋立開始から廃止までの維持管理基準値を示している

表 2-10-11 モニタリング調査結果（土壌）

年月	Hg	Cd	Pb	Cr6+	As	CN
単位	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
環境基準	0.0005	0.003	0.01	0.05	0.01	不検出
R4.5	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.05	<0.005	<0.1
R4.11	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.05	<0.005	<0.1

※ 総水銀（Hg）、カドミウム（Cd）、鉛（Pb）、六価クロム（Cr6+）、ヒ素（As）に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、現状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき、Hg：0.0015mg、Cd：0.009mg、Pb：0.03mg、Cr6+：0.15mg、As：0.03mg とする

※ 不検出とは、環境省告示に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう

第 11 節 有料指定袋・指定シール制度

有料指定袋・指定シール制度については、ごみの減量と資源化の促進・ごみ排出者としての意識の向上・最終処分場の延命化・ごみ処理経費の軽減を目的として、平成 17 年 5 月 30 日の臨時議会で議決され、平成 18 年 2 月 1 日から施行されました。

令和 4 年 7 月 1 日から有料指定袋のサイズと価格を見直し、プラスチック製容器包装や紙類の分別、食品ロスの削減などにより、ワンサイズ小さいごみ袋に切り替える「ごみダイエット」を推進することで、さらなるごみの減量化・資源化を図っています。

1 有料指定袋・指定シールの仕様

袋の種類	色	大きさ	材 質	厚さ (mm)
家庭用燃えるごみ	半透明黄色に赤文字	大 (40 ㇿ)	高密度ポリエチレン	0.033
		中 (25 ㇿ)		0.030
		小 (15 ㇿ)		0.030
家庭用燃えないごみ	透明に青文字	(25 ㇿ) 特小 (10 ㇿ)	低密度ポリエチレン	0.030
大型ごみシール (家庭用)	4 色 刷 り	74 mm×210 mm	上質タック紙 70 k	—
事業所用燃えるごみ	半透明桃色に黒文字	(40 ㇿ)	高密度ポリエチレン	0.033
事業所用燃えないごみ	透明に茶文字	(25 ㇿ)	低密度ポリエチレン	0.030

(1) 旧家庭用指定袋及び大型ごみシール



大 (40 ㇿ)



中 (25 ㇿ)



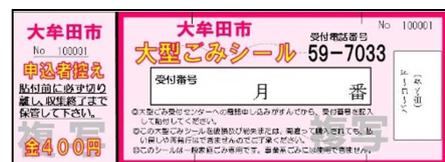
小 (15 ㇿ)



(25 ㇿ)



特小 (10 ㇿ)



大型ごみシール (家庭用)

(2) 旧事業所用指定袋



(40 リットル)



(25 リットル)

2 新有料指定袋・指定シールの仕様

袋の種類	色	大きさ	材質	厚さ (mm)
家庭用指定ごみ袋 ※兼用	半透明黄色に赤文字	大 (40 リットル)	低密度ポリエチレン	0.035
		中 (28 リットル)		0.030
		小 (18 リットル)		0.030
		特小 (10 リットル)		0.030
大型ごみシール (家庭用)	4色刷り	74 mm×210 mm	上質タック紙 70 k	—
事業所用指定ごみ袋 ※燃えるごみ専用	半透明桃色に黒文字	(40 リットル)	高密度ポリエチレン	0.033
事業所用指定ごみ袋 ※兼用		(20 リットル)	低密度ポリエチレン	0.030

(1) 新家庭用指定袋及び大型ごみシール



大 (40 リットル)



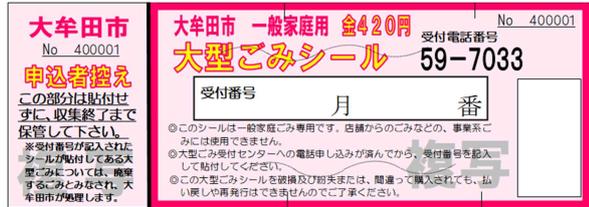
中 (28 リットル)



小 (18 リットル)



特小 (10 ℓ)



大型ごみシール (家庭用)

(2) 新事業所用指定袋



大 (40 ℓ)



小 (20 ℓ)

3 有料指定袋・指定シール販売の流れ

有料指定袋等の販売は、「大牟田市指定袋等取扱店 (以下「取扱店」という。)」で行っています。なお、取扱店への配送は、ごみ処理手数料徴収等業務委託者が行っています。主な販売の流れを図 2-11-1 に示します。

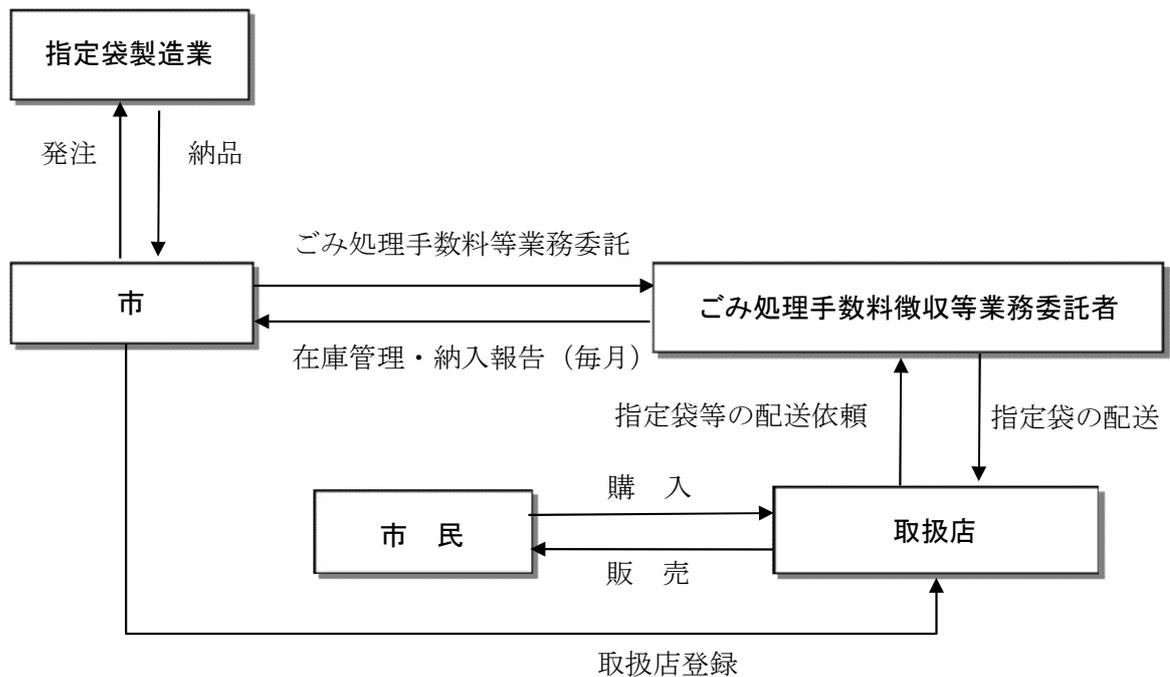


図 2-11-1 有料指定袋・指定シール販売の流れ

4 取扱店の現況

取扱店には、取扱店と分かりやすいように、証書である「大牟田市指定ごみ袋取扱店シール」(図 2-11-2)を取扱店の入口等の見やすい場所に提示してもらい、全ての指定袋及び指定シールを取り扱ってもらうこととしています。

取扱店の状況を表 2-11-1 に、取扱実績を表 2-11-2、表 2-11-3 に示します。



表 2-11-1 取扱店状況

取扱店の業種等	店数
大型店・スーパーマーケット	30
コンビニエンスストア	51
薬局・ドラッグストア	21
食料品等販売店	19
日用品等販売店	9
米穀類・石油類販売店	13
酒類販売店	1
その他	25
合計	169

(令和5年3月31日現在)

図 2-11-2

大牟田市指定ごみ袋取扱店シール

表 2-11-2 旧指定袋取扱実績

	袋の種類	大きさ (%)	取扱枚数(枚)	価格 (円)	ごみ処理手数料 (円)
家庭用	燃えるごみ	40	454,400	40	18,176,000
		25	384,800	25	9,620,000
		15	244,400	15	3,666,000
	燃えないごみ	25	32,600	25	815,000
		10	10,000	10	100,000
	大型ごみシール	—	7,820	400	3,128,000
事業所用	燃えるごみ	40	391,000	63	24,633,000
	燃えないごみ	25	1,600	42	67,200

(令和4年度実績)

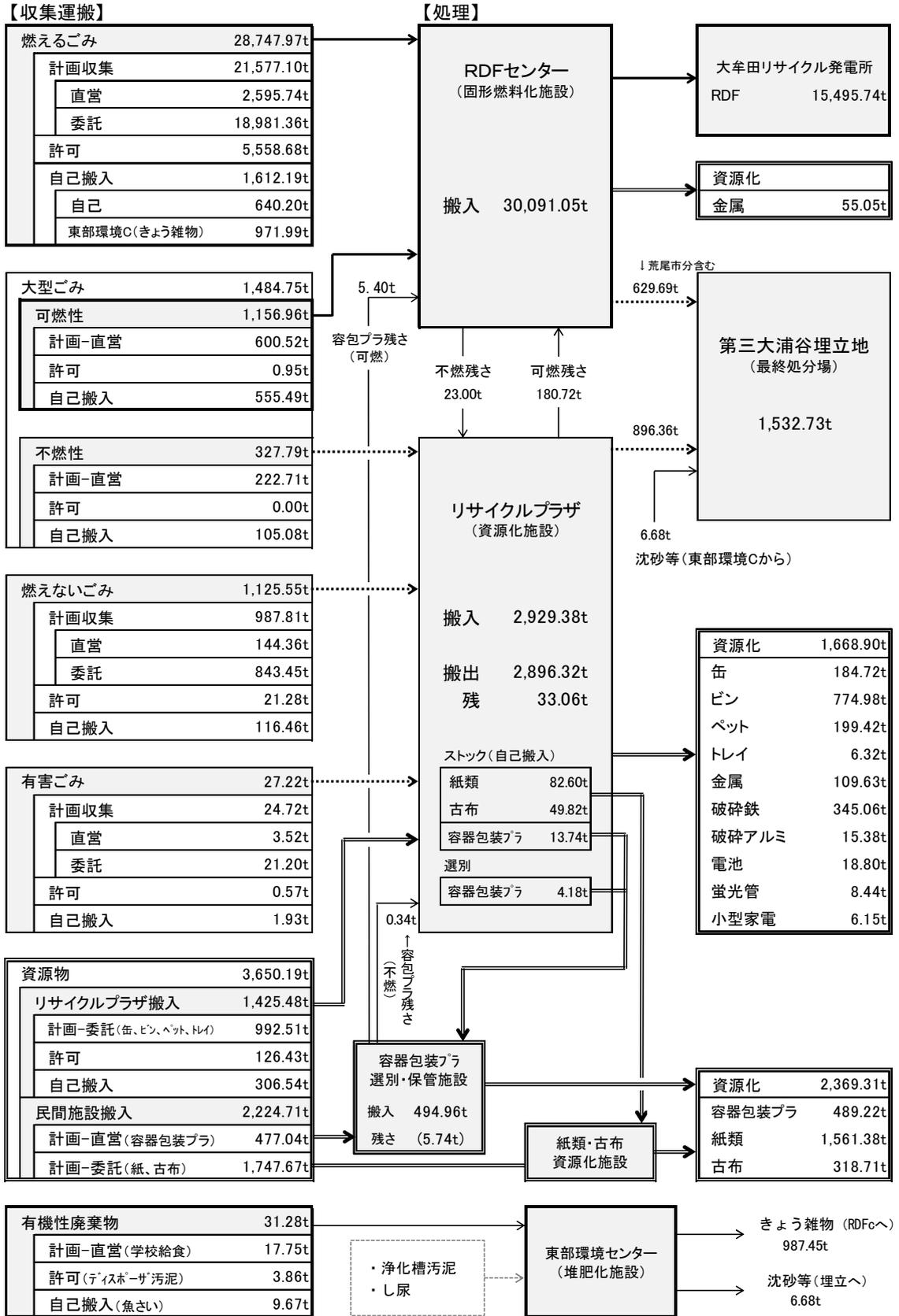
表 2-11-3 新指定袋取扱実績

	袋の種類	大きさ (リットル)	取扱枚数(枚)	価格 (円)	ごみ処理手数料 (円)
家庭用	指定ごみ袋(兼用)	40	1,516,800	48	72,806,400
		28	1,434,400	33.6	48,195,840
		18	931,200	21.6	20,113,920
		10	441,600	12	5,299,200
	大型ごみシール	—	27,670	420	11,621,400
事業所用	指定ごみ袋 (燃えるごみ専用)	40	1,408,200	76.8	108,149,760
	指定ごみ袋(兼用)	20	11,240	38.4	4,316,160

(令和4年度実績)

第12節 収集処理実績（令和4年度）

1 ごみ収集・処理体系



直営収集量(A)	委託収集量(B)	許可搬入量(C)	自己搬入量(D)	総量(A+B+C+D)
4,061.64t	22,586.19t	5,711.77t	2,707.36t	35,066.96t

